

議案第 34 号

尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市暴力団排除活動支援基金条例の一部を改正する条例について

尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市暴力団排除活動支援基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市暴力団排除活動支援基金条例の一部を改正する条例

(尼崎市暴力団排除条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の前文を加える。

私たちは、暴力団員による不当な行為の影響を受けず、安全で平穏な社会の中でこそ、個人の自由と権利が保護されるものであり、暴力団のいない中で、安全で平穏な生活を送り、及び事業活動等を行うことは、市民や事業者等全てのものの願いである。

我が国では、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律のもと、暴力団の排除に向けた取組が進められてきたものの、本市においては、古くは戦前から暴力団事務所が存在し、長い歴史の中で、度々抗争事件が発生するなど、安全で平穏な市民生活や事業活動等が脅かされてきた。

しかしながら、平成 30 年に暴力団の排除を目的とした市民団体が発足し、市民、事業者、警察及び市が協力して本市における暴力団の排除に取り組んできた結果、令和 4 年 9 月に本市内から全ての暴力団事務所がなくなり、暴力団の排除が大きく進んだ。

そこで、私たちは、今後においても、暴力団を利用しない、暴力団は必要ないという意志を強く示すとともに、本市内への暴力団の進出を許さない姿勢を貫き、暴力団の排除に関する活動を緩めることなく続けなくてはならない。

ここに、私たちは、本市内から暴力団を排除し、将来にわたり、市民生活や事業活動等が暴力団に脅かされることのない、安全で平穏な社会を実現するため、この条例を制定する。

第1条中「暴力団の排除に関する施策の基本的事項」を「暴力団事務所に関する規制その他の必要な措置」に、「当該」を「暴力団の排除に関する」に、「生活」を「生活等」に改める。

第2条第1号中「又は事業活動」を「、事業活動等」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 市民等 市民及び本市の区域内に事務所若しくは事業所を有し、又は本市の区域内で公共の利益を目的とした活動を行う個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）をいう。

第2条第5号及び第6号を削り、同条第4号ウ中「法人その他の団体（以下「法人等」という。）」を「法人等」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第3号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定による兵庫県公安委員会の指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う団体並びに国及び他の地方公共団体をいう。

第2条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 暴力団事務所 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する事務所をいう。

(4) 暴力団 法第2条第2号に規定する暴力団をいう。

第3条中「又は事業活動」を「、事業活動等」に、「こと並びに」を「こと、」に、「ことを」を「こと並びに暴力団事務所の存在を許さないことを」に、「生活の」を「生活等の」に改める。

第7条第1項中「第16条」を「第17条」に改める。

第18条を第25条とし、第17条を第18条とし、同条の次に次の6条を加える。

（審議会の設置）

第19条 第12条第2項又は第13条第3項の規定によりその権限

に属させられた事項その他暴力団の排除に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市暴力団排除推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織等）

第20条 審議会は、委員5人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。
- 6 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 7 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長及び副会長）

第21条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の招集等）

第22条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第23条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は当該者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(審議会の運営の委任)

第24条 第20条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を削り、第13条を第15条とする。

第12条中「(暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。)」を削り、「助言」の次に「、暴力団事務所の使用等の差止めの請求に要する費用等に対する助成」を加え、同条を第14条とする。

第11条の次に次の2条を加える。

(適用除外)

第12条 第7条から前条までの規定は、第1条の目的を達成するために必要と認められるときは、適用しない。

2 前項の規定の適用に当たっては、市長は、同項に規定するとき当該該当するかどうかについて、尼崎市暴力団排除推進審議会の意見を聴くものとする。

(暴力団事務所の運営の禁止等)

第13条 暴力団事務所は、本市の区域内において、これを運営してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して暴力団事務所が運営されているときは、その違反に係る暴力団事務所を運営する者に対し、当該暴力団事務所の運営を中止することを命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、尼崎市暴力団排除推進審議会の意見を聴くものとする。

- 4 市長は、第2項の規定による命令をするために必要があると認めるときは、警察本部長から必要な情報を収集し、又は暴力団員その他の関係者に対して報告若しくは資料の提出を求めることができる。
 - 5 第2項の規定は、暴力団事務所が暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第13条に規定する区域又は地域内で運営されている場合は、適用しない。
 - 6 第1項の規定に違反して暴力団事務所が運営されている場合において、市の平穏な業務の遂行が違法に害されているときは、市は、市民等並びに兵庫県警察及び関係機関等と連携して、その違反に係る暴力団事務所の使用等の差止めの請求を行うものとする。
 - 7 第2項及び前項に規定するもののほか、市は、暴力団事務所の排除に関して、市民等並びに兵庫県警察及び関係機関等と連携して、市民等の安全で平穏な生活等の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 本則に次の2条を加える。

（罰則）

第26条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第20条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者

（両罰規定）

第27条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第1号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の 1 項を加える。

（審議会の招集の特例）

2 最初に招集される審議会は、第 22 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（尼崎市暴力団排除活動支援基金条例の一部改正）

第 2 条 尼崎市暴力団排除活動支援基金条例（平成 31 年尼崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市暴力団排除基金条例

第 1 条中「第 12 条の規定による支援（以下「支援」を「第 2 条第 1 号に規定する暴力団の排除（以下「暴力団排除」に、「尼崎市暴力団排除活動支援基金」を「尼崎市暴力団排除基金」に改める。

第 2 条の見出しを「（積立額）」に改め、同条第 1 号中「支援」を「暴力団排除」に改める。

第 5 条の見出しを「（運用益金の処理）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中尼崎市暴力団排除条例第 11 条の次に 2 条を加える改正規定（同条例第 13 条（第 7 項を除く。）に係る部分に限る。）及び同条例本則に 2 条を加える改正規定（同条例第 26 条第 2 号に係る部分を除く。）並びに次項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の尼崎市暴力団排除条例（以下「改正後の条例」という。）第 13 条第 1 項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の際現に運営されている暴力団事務所（改正後の条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団事務所をいう。）については、適用しない。

3 この条例の施行の日から令和 7 年 5 月 31 日までの間における改正

後の条例第26条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。同年6月1日以後における同日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部改正)

4 次の各号に掲げる条例の規定中「第2条第4号」を「第2条第7号」に改める。

- (1) 尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年尼崎市条例第39号）第6条第1項第9号
- (2) 尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第50号）第3条第3項
- (3) 尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年尼崎市条例第51号）第2条第3項
- (4) 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第52号）第3条第3項
- (5) 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年尼崎市条例第53号）第2条第3項
- (6) 尼崎市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第54号）第2条第3項
- (7) 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号）第3条第3項
- (8) 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例（平成26年尼崎市条例第28号）第3条第2項
- (9) 尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例（平成26年尼崎市条例第36号）第3条第2項

(10) 尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例（平成29年尼崎市条例第19号）第3条第1項第4号

（尼崎市企業投資活動促進条例の一部改正）

5 尼崎市企業投資活動促進条例（平成16年尼崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第2条第2号」を「第2条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「同条第4号」を「同条第7号」に改める。

（尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部改正）

6 尼崎市公設地方卸売市場業務条例（平成18年尼崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項第4号中「第2条第2号」を「第2条第4号」に、「同条第4号」を「同条第7号」に改める。

第13条第4項第2号中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

（説 明）

本市の暴力団の排除の意志と暴力団の進出を許さない姿勢を示し、「市内に二度と暴力団事務所を作らせない」「将来にわたって地域の安全・安心を確保していく」との考え方を体現するため、併せて、暴力団排除活動を促進するにあたり、柔軟に対応するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。